

決議案第 3 号

須田弘樹副市長に対する辞職勧告決議案

須田弘樹副市長に対する辞職勧告に関し、次のとおり決議する。

令和 6 年12月23日提出

守口市議会議員	工	藤	百 合 子
同	松	本	満 義
同	高	島	賢
同	池	嶋	一 夫

記

須田弘樹副市長に対する辞職勧告決議

須田弘樹副市長は、大阪府からの割愛により、令和5年8月に副市長に就任した。令和5年7月の副市長の選任同意議案の提案にあたり、瀬野市長は須田副市長について「長年にわたる行政経験を生かし、守口市政発展のため尽力いただけるものと大いに期待をしております」と述べ、須田副市長自身も「大阪府庁での長い行政経験を生かして、瀬野市長の下、また、職員の皆さんとも力を合わせて、守口市政の推進、それから市民福祉の向上に誠心誠意努めてまいりたい」と所信を述べた。

「社会教育関係団体補助金に関する事務調査特別委員会」の調査報告では、多数の意見として、市長を補佐し、政策及び企画をつかさどり、職員の事務を監督するという副市長の職責に鑑みると、議会への説明を促すなど、疑念が生じないように自ら行動することがなかったことは、本件補助金の増額により疑念が生じたことに対する責任は大きいと言え、市長、副市長も含めて、猛省を促さざるを得ない、というものであった。

以上の調査報告を踏まえると、本件補助金の増額について、市長の方針に何らの疑問を持たず、また苦言を呈することもせず追従し、さらには議会との調整という役割を果たそうという姿勢や行動は一切見られず、議会、ひいては市民に対し疑念を生じさせ、その信頼関係が大きく損なわれたことに対する責任は重いと言える。

以上のことから、選任同意の際に述べた所信とは相反する事態となっており、地方自治法に規定する副市長としての職務を遂行しているとは言えず、その資質に重大な疑問を抱かざるを得ない。

よって、守口市議会は、須田弘樹副市長に対し、副市長の職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

令和6年12月23日

守口市議会